

私道を市道に認定する基準の取扱い

この取扱いは、私道を市道に認定する基準の施行に際し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 第2条(2)に定める「家屋が連たん」とは、当該私道に面して最低4～5軒(棟)の住居や事務所等が建ち並び、その沿道において一定程度の生活経済の場が形成されている状況をいうものとする。
- 2 第3条(1)に定める「幅員2.7メートル以上の私道」とは旧市街地建築物法第26条(大正8年法律第37号)及び旧道路構造令(大正8年内務省令第24号)の規定に基づき昭和25年11月23日以前に築造され、既に家屋が連たんし、一般の交通に利用されている私道をいい、現況幅員が4メートル以上あるにもかかわらず2.7メートルで良いとするものではない。
なお、建築基準法第42条第1項第5号に定める位置指定道路は、指定を受けた幅員を確保するものとする。
- 3 第3条(2)に定める「公道と公共施設を接続」する私道については、「家屋の連たん」を条件としないものとする。
- 4 第3条(4)に定める「開発事業等」とは、団地造成事業、住宅建設事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業及び農地造成事業をいう。
- 5 第3条(4)に定める「土地所有者による分筆及び「道水路等の引継に伴う測量成果の作製基準」に基づき測量成果が作成済みの私道」とは、帰属を伴う開発行為との整合を図るため、申請者において、当該道路敷地の分筆及び測量成果の作成、必要な隣接土地所有者の境界承諾書の提出、境界杭の埋設を行うものとする。
- 6 第3条(5)に定める「私道」とは、昭和40年10月1日以前に造成された団地内に存する私道をいう。
- 7 第5条2に定める「速やかに所有権の移転ができる状態」とは、寄附受納する道路の敷地が分筆されているかもしくは分筆登記に際し必要な隣地との境界が明示されており、登記所備付資料と現況とに差異がなく、また、抵当権、質権、賃借権その他維持管理上支障となる権利が設定されていない状態をいう。

8 第6条の申請を行うにあたっては、あらかじめ次の事務処理を行うものとする。

(1) 調査依頼

市道の認定を受けようとする者は、道路敷地寄附に関する事前調査依頼書（以下「依頼書」とする）を所轄道路公園センターに提出するものとする。

(2) 調査回答

道路公園センター所長は、依頼書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、道路敷地寄附に関する事前調査回答書（以下「回答書」とする）により、当該私道受納の適否、条件等を依頼人あて回答を行うものとする。

(3) 条件整備確認

道路公園センター所長は、回答書の条件について、整備確認の依頼があったときは、速やかに現地調査を行うものとする。